

## 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

## 高性能建材での省エネ改修を支援

## 概要

既存戸建住宅及び既存集合住宅について、省エネルギー性の優れた高性能建材を用いた改修に対して補助が行われます。高性能な窓、ガラス、断熱材などを用いた断熱改修を支援します。

加えて、住宅用太陽光発電が設置されている既存戸建住宅については、家庭用蓄電池か家庭用蓄熱設備の設置にも別途補助が行われます。

## これだけお得です

## 補助率・補助額

		補助率等	補助限度額
既存戸建住宅への高性能建材導入		1/3	120万円/戸
既存集合住宅への高性能建材導入		1/3	15万円/戸
家庭用蓄電池*	設備費	2万円/kWh	20万円/台
	工事費	1/3	5万円/台
家庭用蓄熱設備等*	設備費	1/3	5万円/台
	工事費		

※戸建住宅かつ住宅用太陽光発電システム等(10kW未満)が設置され、2019年11月末までにFITの契約が終了するものが対象

## このような製品が対象です(参考)

●あらかじめSIIに登録されたガラス、窓、断熱材の登録要件。

ガラス	熱貫流率が2.33以下の製品、ほか
窓	熱貫流率が2.33以下の製品(ただし、内窓の場合は外窓とあわせて熱貫流率が2.33以下であること)、ほか
断熱材	熱伝導率が0.041以下の製品、ほか

## このような方が利用できません(参考)

下記のいずれかに該当する方

- ▶戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。ただし、住宅が下記の条件をすべて満たす場合に限る。
  - ・申請者が常時居住する住宅であること(住民票に示す人物と同一であること)
  - ・専用住宅であること(店舗などと居住部分が同一住宅の場合、エネルギーを分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること)
  - ・申請時に申請者自身が所有していること
  - ※ただし、転売物件の場合は下記を満たすこと
  - ・申請者は転売物件を購入後の所有者とし、交付申請時には売買契約が締結されていること(ただし、契約範囲内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合は、事前契約とみなし補助対象外とする)
  - ・補助事業完了実績報告書提出時に当該住宅住所の住民票が提出できること
- ▶賃貸住宅の所有者(個人・法人どちらも可)
  - 申請者が建物を1棟全て所有していること。
- ▶買取再販業者(対象は戸建住宅、集合住宅(個別))
  - ・申請者は転売物件の売主とし、交付申請時には売買契約が締結されていること(ただし、契約範囲内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合は、事前契約とみなし補助対象外とする)
  - ・補助事業完了実績報告書提出までに買主が住宅を所有しており、建物の登記事項証明書が提出できること
  - ・補助金相当額を買主へ還元すること

2020年2月末時点の情報で、  
内容が変更になる場合があります

制度の  
詳細

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
<https://sii.or.jp/>

